

研修会等支援制度 募集要領

1. 支援制度について

1-1 制度の趣旨

県民の住生活の安定確保・向上及び住宅の質の向上等を目的として、地域の住宅建築・供給、居住支援等に関する研修会・勉強会等(以下「研修会等」という。)に対し事業経費交付を含む支援を行います。

1-2 支援対象となる研修会等と支援対象者

- (1)主たる活動拠点を福岡県内に置く、大工・工務店、不動産事業者、居住支援、建築関連等の団体、グループ等の資質の向上を図るために実施する、営業活動を伴わない、1-1の制度の趣旨に該当する研修会等とします。
- (2)研修会等は、他機関等からの支援等を受けていないもの、又は支援等の予定がないものとします。
- (3)研修会等への参加費を徴収する場合には、利益を目的としないものとします。
- (4)当該年度の**2月末日まで**に完了する研修会等とします。
- (5)支援対象者は、上記(1)～(4)の要件を満たす研修会等の主催者(団体、グループ)とします。
なお、本制度利用のために任意に構成するグループ等については、センターが認めた場合とします。

1-3 支援内容

- (1)民間の団体・グループ等が主催する場合
支援対象経費(講師謝金、講師旅費、会場等借上費)に対して5万円(税込み)を上限として支援金を交付します。
- (2)市町村が主催する場合
センターの負担で、研修会等の内容に応じた講師を派遣します。
- (3)支援件数・・・(1)と(2)あわせて年間5件程度
※1団体につき年間1件まで、先着順、予算に達し次第、受付を終了します。

1-4 選考

目的・開催テーマ等の設定が明確で、1-1の制度の趣旨に該当すると認めるものを、センターで選考します。
※選考の過程において、計画予算額を査定し、支援対象額と支援額を決定します。

1-5 支援決定の通知と支援金交付の時期

申請受付月の翌月末までに、採否について申請者あてに文書でお知らせします。
支援金は、研修会等開催後、実績報告書等提出していただいた後にお支払いします。※研修会等支援制度要綱参照

1-6 その他 ※以下の内容を予めご了承下さい。

- (1)支援研修会は、**当センターとの共催**としてください。
- (2)支援研修会の内容及び成果の概要を、当センターホームページ等で公開できるものとします。
- (3)支援研修会の開催に係る期間及び研修会等の参加者の事故等に関して、センターは一切の責任を負いません。

2. 申請について

2-1 申請方法

次の申請書類を、下記あてに郵送にて1部提出して下さい。

- (1)民間の団体・グループ等が主催する場合
研修会等支援制度申請書(第1号様式)及び計画予算内訳書(第2号様式)
- (2)市町村が主催する場合
研修会講師派遣申請書(第3号様式)のみ
※様式はホームページ (<http://www.fkjc.or.jp/download/shien.php>) からダウンロードしてください。
※申請書類は選考および申請者への連絡等の事務作業のみ使用し、返却いたしません。

2-2 申請期間

当該年度の1月末まで

申請・問い合わせ先

一般財団法人福岡県建築住宅センター 企画情報部

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡東オフィス3階

TEL:092-781-5169 FAX:092-715-5230 <http://www.fkjc.or.jp>